



1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記 号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
主要地方道 富山立山魚津 線	滑川市寺町 570番4から 滑川市寺町 324番4まで	変更前		最大 11.7 最小 7.2	202.2	新川土木 センター
	滑川市寺町 375番2から 滑川市寺町 324番4まで	変更後		最大 12.3 最小 9.6	202.2	
主要地方道 富山立山公園 線	中新川郡立山町五百石字 西北割17番2から	変更前		最大 40.8 最小 7.7	276.6	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町米沢字川 淵割3番2まで	変更後		最大 40.8 最小 17.0	276.6	
主要地方道 富山立山魚津 線	中新川郡立山町五百石字 西北割18番3から 中新川郡立山町米沢字川 淵割3番2まで	変更前		最大 40.8 最小 7.7	276.6	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町五百石字 西北割17番2から 中新川郡立山町米沢字川 淵割3番2まで	変更後		最大 40.8 最小 17.0	276.6	

## 富山県告示第419号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 富山立山魚津 線	滑川市寺町 375番2から 滑川市寺町 324番4まで	令和2年9月25日	新川土木 センター

### 富山県告示第420号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	52.10	南砺市坪野 186番	南砺市坪野 188番	令和2年 8月6日
2	6.00	55.18	魚津市本江字雲雀作2756番3地先	魚津市本江字雲雀作2755番	令和2年 8月7日
3	6.00	31.74	滑川市下梅沢 413番1	滑川市下梅沢 413番1	令和2年 8月26日

### 富山県告示第421号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市山田若狭字越登2・8・9・11・12・17・18・27（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、3、5、6、7、13から16まで、19から25まで、29、字除登33の1、33の10、33の11、33の16、33の20、33の21、33の26、33の30、33の31、33の24・33の37・33の38（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第422号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 保安林の所在場所

富山県魚津市東城字吉原146、147、東山字チシリ谷1862の4、字笹木平9の



**土地改良区の役員の退任**

黒河土地改良区の役員であった次の者が令和2年7月23日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	藤岡正明	射水市黒河 1905番地
同	古城那弘	同 黒河 3867番地
同	浦野たかし	同 黒河新 1847番地
同	佐渡正義	同 黒河新 216番地
同	土橋勇一	同 黒河 3760番地2
同	坂井定	同 黒河 483番地
監事	黒崎弘治	同 黒河 3702番地

**土地改良区の役員の就任**

黒河土地改良区の役員に次の者が令和2年7月24日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	土合正夫	射水市黒河新 2601番地
同	浦野たかし	同 黒河新 1847番地
同	黒田勉	同 黒河新 1597番地
同	坂井定	同 黒河 483番地
同	藤岡正明	同 黒河 1905番地
同	古城那弘	同 黒河 3867番地
同	鷹島弘彰	同 黒河 2667番地
監事	高山紀夫	同 黒河 1903番地

同 原 敏 明 同 黒河 3715番地

### 土地改良区の役員の退任

朝日町土地改良区の役員であった次の者が令和2年4月26日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	鹿 熊 正 一	下新川郡朝日町殿町 1495番地
同	大 森 雅 昭	同 同 南保 5114番地
同	近 藤 辰 敏	同 同 桜町 1195番地
同	越 坂 邦 夫	同 同 横尾 490番地
同	蓬 澤 博	同 同 山崎 1539番地
同	清 水 正 雄	同 同 金山 481番地
同	平 野 幸 一	同 同 道下 1024番地 2
同	大久保 美 次	同 同 大家庄 843番地
同	小 川 稔	同 同 野新 25番地
同	上 不 一 夫	同 同 山崎 4301番地
同	竹 内 康 博	同 同 笹川 999番地
同	水 井 建 松	同 同 不動堂 190番地
同	道 用 利 雄	同 同 南保 3756番地 2
同	吉 田 武 久	同 同 窪田 481番地
同	數 家 善 繼	同 同 月山新 237番地
監 事	水 島 行 雄	同 同 宮崎 1352番地
同	小 川 雅 幸	同 同 下野 203番地
同	秋 山 秀 樹	同 同 山崎 5279番地

### 土地改良区の役員の就任

朝日町土地改良区の役員に次の者が令和2年4月27日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	鹿 熊 正 一	下新川郡朝日町殿町 1495番地
同	大 森 雅 昭	同 同 南保 5114番地
同	大 井 幸 司	同 同 金山 370番地
同	數 家 善 繼	同 同 月山新 237番地
同	弓 野 秀 人	同 同 大家庄 171番地
同	九 里 清 美	同 同 山崎 5029番地 2
同	中 島 敏	同 同 下山新 580番地 1
同	寺 崎 勝 義	同 同 中草野 1番地 19
同	扇 谷 邦 英	同 同 宮崎 3268番地
同	笹 川 謙 一	同 同 沼保 391番地
同	澤 本 賢 生	同 同 藤塚 159番地
同	谷 口 進	同 同 山崎 3154番地
同	坂 藤 正 敏	同 同 南保 2022番地
同	鍋 谷 康 博	同 同 舟川新 359番地
同	田 中 耕 一	同 同 桜町 397番地
監 事	水 島 義 晴	同 同 境 1640番地
同	澤 井 一 男	同 同 横水 265番地
同	大 倉 章 一	同 同 細野 551番地

### 土地改良区の役員の退任

福野町土地改良区の役員であった次の者が令和2年7月17日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	在 塚 稔	南砺市広安 105番地
同	大 窪 利 正	南砺市苗島 186番地
同	大 寺 和 男	南砺市本江 33番地
同	金 田 茂 之	南砺市田尻 270番地
同	金 谷 勇	南砺市上川崎 7番地
同	河 合 誠 三	南砺市二日町 2050番地
同	古 仙 賢 次	南砺市八塚 673番地
同	小 森 慎 一	南砺市院林 370番地
同	佐々木 外茂美	南砺市野原 5番地
同	定 司 俊 憲	南砺市上野 265番地
同	城 寶 清 幸	南砺市年代 150番地
同	杉 原 幸 博	南砺市焼野 58番地
同	高 野 晋 一	南砺市布袋 60番地
同	寺 井 貞 次	南砺市森清 3095番地
同	西 村 孝 明	南砺市柴田屋 650番地
同	武 藏 正 徳	南砺市安居 150番地
同	築 場 志 朗	南砺市川除新 60番地
同	米 田 孝 志	南砺市梅ヶ島 128番地
監 事	大 西 毅 彦	南砺市安清 3060番地
同	澤 田 博 行	南砺市上津 883番地
同	下 田 正 佳	南砺市田屋 310番地2

### 土地改良区の役員の就任

福野町土地改良区の役員に次の者が令和2年7月18日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	在 塚 稔	南砺市広安 105番地
同	稲 葉 源 治	南砺市石田 219番地2
同	浦 嶋 修	南砺市高堀 7番地1
同	大 窪 康 則	南砺市苗島 162番地
同	大 寺 和 男	南砺市本江 33番地
同	大 西 一 生	南砺市安清 3113番地
同	金 谷 勇	南砺市上川崎 7番地
同	河 合 誠 三	南砺市二日町 2050番地
同	小 森 慎 一	南砺市院林 370番地
同	佐々木 外茂美	南砺市野原 5番地
同	佐々木 吉 嗣	南砺市下吉江 192番地
同	定 司 俊 憲	南砺市上野 265番地
同	杉 原 幸 博	南砺市焼野 58番地
同	高 野 晋 一	南砺市布袋 60番地
同	得 永 定 文	南砺市高儀 348番地
同	西 村 孝 明	南砺市柴田屋 650番地
同	藤 田 幸 雄	南砺市前田 69番地
同	武 藏 正 徳	南砺市安居 150番地
監 事	大 西 毅 彦	南砺市安清 3060番地
同	芝 井 広	南砺市柴田屋 685番地
同	中 島 伸 生	南砺市野尻 211番地1
同	宮 本 修	南砺市桐木 155番地

### 土地改良区の役員の退任

福岡町土地改良区の役員であった次の者が令和2年7月6日退任した旨届出があ

ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名

住 所

監 事 加 藤 哲 雄

高岡市福岡町下老子 295番地

### 土地改良区の役員の退任

氷見市宇波土地改良区の役員であった次の者が令和2年6月30日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名

住 所

監 事 大 石 久 義

氷見市宇波 3195番地

### 土地改良区の役員の就任

牛ヶ首用水土地改良区の役員に次の者が令和2年7月17日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名

住 所

監 事 谷 宣 之

射水市本江 1880番地

### 土地改良区の役員の就任

立山町土地改良区の役員に次の者が令和2年8月8日就任した旨届出があったの

で、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名

住 所

理 事 大 江 利 男

中新川郡立山町岩峯野 111番地

### 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和2年9月25日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達物品等の名称及び数量

富山県総合教育センターネットワーク機器一式リース調達 一式

##### (2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

##### (3) 借入期間

令和3年1月16日から令和8年1月15日まで（60箇月）

##### (4) 納入場所

入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されていること。

(3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計

規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿にA又はB等級の者として登載されている者であること。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式1）及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和2年10月8日(木)までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

### 4 入札参加申込書及び入札説明書等

- (1) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先  
（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-0866 富山市高田525番地

富山県総合教育センター企画調整部総務支援課総務担当

電話 076-444-6161（直通）

- (2) 入札参加申込書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和2年10月5日（月）午後5時15分まで

ただし、富山県の休日を守る条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に4(1)の場所に提出すること。

- (3) 入札説明書等の配布

令和2年9月25日から、入札説明書等を富山県総合教育センターホームペー

ジ（下記URL）の「お知らせ」に掲載するので、ダウンロードすること。

<http://center.tym.ed.jp>

## 5 入札・開札の日時、場所

### (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和2年10月14日 午後2時

イ 場所 〒930-0866 富山市高田525番地

富山県総合教育センター232研修室

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、郵便書留により、令和2年10月13日（火）午後5時15分までに4(1)の場所に必着するよう行わなければならない。

## 6 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

## 8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

## 9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を

もって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者（富山県総合教育センター企画調整部総務支援課総務担当）に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

## 11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 公告又は入札説明書等に関する質問に対する回答については、その概要を富山県総合教育センターホームページ（下記URL）の「お知らせ」に掲載し、公表する。

<http://center.tym.ed.jp>

